



じゃがいもずきん
「ききぼう」くん

防災ワンポイント 第15回 家具の固定と耐震化

地震が発生したときに身の安全を確保するためには、姿勢を低くし頭を守るといった基本的な行動のほかに、あらかじめ家具を固定し、怪我をしないよう備えることが必要です。

また、古い家屋は耐震性が不足している可能性があるため、耐震改修により被害を減らしましょう。



ダイニングテーブルも粘着マットなどで固定しないと動いてしまいます。

●家具の固定

地震による怪我の多くは、地震の揺れにより家具が倒れる、落ちるといったことが原因です。これらはあらかじめ対策を行うことで軽減できる被害です。

「怪我をしてしまう・避難路を塞いでしまう」と、すぐに避難ができず、火災が発生し逃げ遅れることなどが考えられます。また、夜に地震が起き、メガネや懐中電灯などが家具の下敷きになると、暗闇の中ですぐに行動できない事態が考えられますので、必ず家具の固定を行いましょう。

地震で家具はどうなる？	どんな家具が対象？	どんな対策が必要？
「うごく」	テーブル・テレビ台など	耐震粘着マットなどで固定する。
	コピー機・ピアノなど	アジャスターやベルトなどで固定する。
「とぶ」	食器棚・キャビネット類・書庫など	引き戸や引き出しに飛び出し防止のラッチを付ける。中には飛び出し防止の滑り止め防止布を敷く。
	PC類・レンジ・テレビなど	耐震粘着マットやベルトなどで固定する。
「たおれる」	タンス・食器棚・冷蔵庫など	L字金具での壁固定。柱など丈夫な部分に固定する。
	キャビネットなど	平金具で連結する。
「おちる」	照明・額など	天井にチェーンなどで固定する。強い力がかかるので固定する場所の強度が重要。
「われる」	ガラス戸棚・ガラス窓など	飛散防止フィルムを貼る。

賃貸住宅などで家具の固定が難しい場合は、家具を壁側に傾けるストッパーや突っ張り棒タイプのグッズを組み合わせた固定を行いましょう（単独では効果が低い）。このほか、寝室や避難路となる箇所の家具の配置を見直し、重心を下げるために重たいものは下に収納しましょう。

●住宅の耐震化

町では住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に、「耐震改修工事」費用の一部を補助する制度を設けています。補助金の上限は30万円です。

★下記の条件を全て満たす場合、対象となります。

1. 耐震改修工事を行おうとする者が自ら居住の用に供している町内にある既存住宅。
2. 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの）。
3. 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの（耐震診断の結果、耐震性能評点1.0に満たないと診断された住宅）。
4. 既存住宅のいずれかの外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までの水平距離が7m以内であること。
5. 建築基準法のその他関係法令に明らかな法令違反がないこと。
6. 過去に町のこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。
7. 町の税や公共料金等に滞納がないこと。

【中標津町地域防災計画を改訂しました】

東日本大震災以降、災害に関する法律が見直され、国の防災基本計画、北海道の地域防災計画が見直されました。これらを踏まえ、町でも地域防災計画の見直しを行い、より効果的な防災・減災対策を推進するために全面改訂を行いました。

新しい「中標津町地域防災計画」はホームページに掲載しています。

詳しくは、総務課 防災係まで。

自転車の安全利用をお願いします

自転車で歩行者をはねて、死亡させたり重症を負わせたりした場合、数千万円の賠償金が生じる判決が相次いでいます。

これは、自転車の運転者がどんな人でも変わりません。

もしものために、「TSマーク付帯保険」に加入しましょう。これは、自転車安全整備士の点検・整備を受けた自転車への保険で、補償額は最高2,000万円です。費用は1,500円程度ですが、自転車整備の内容によって変わります。

詳しくは最寄りの自転車販売店にご相談ください。

